

第11号議案 令和2年度長崎市国民健康保険事業特別会計予算
(事業勘定)

目次	ページ
1 平成30年度都道府県単位化における財政運営	1~3
2 令和2年度歳入歳出予算見積総括表 (事業勘定)	4~5
3 国民健康保険事業歳入歳出予算額図表 (令和2年度)	6
4 国民健康保険事業における補助金等の流れ (令和2年度)	7
5 国民健康保険の諸状況	8~10
6 令和2年度国民健康保険事業特別会計予算説明資料 (事業勘定)	11~17
7 令和2年度長崎市国民健康保険事業について	18~25
8 地方税法施行令の改正に伴う長崎市国民健康保険税条例の改正 (今後改正予定)	26
<参考資料>	
1 令和2年度国民健康保険制度改革	27

市民健康部

令和2年2月



1 平成30年度都道府県単位化における財政運営

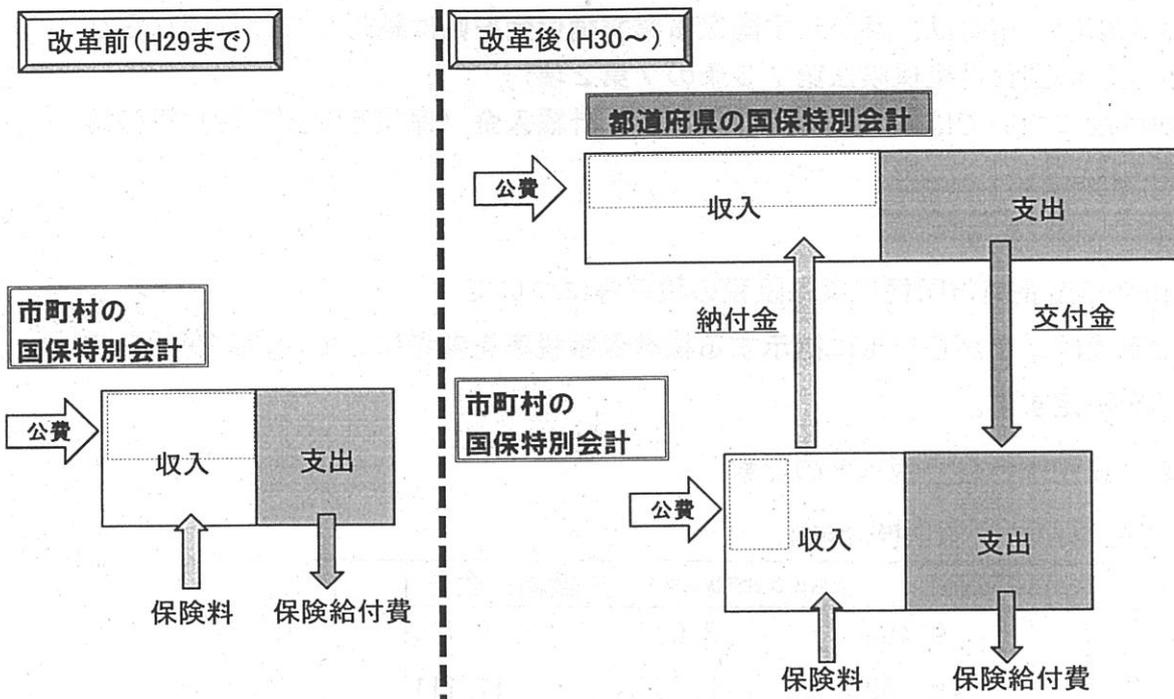
(1) 制度改革の概要について

○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う(保険給付費等交付金の交付)ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。

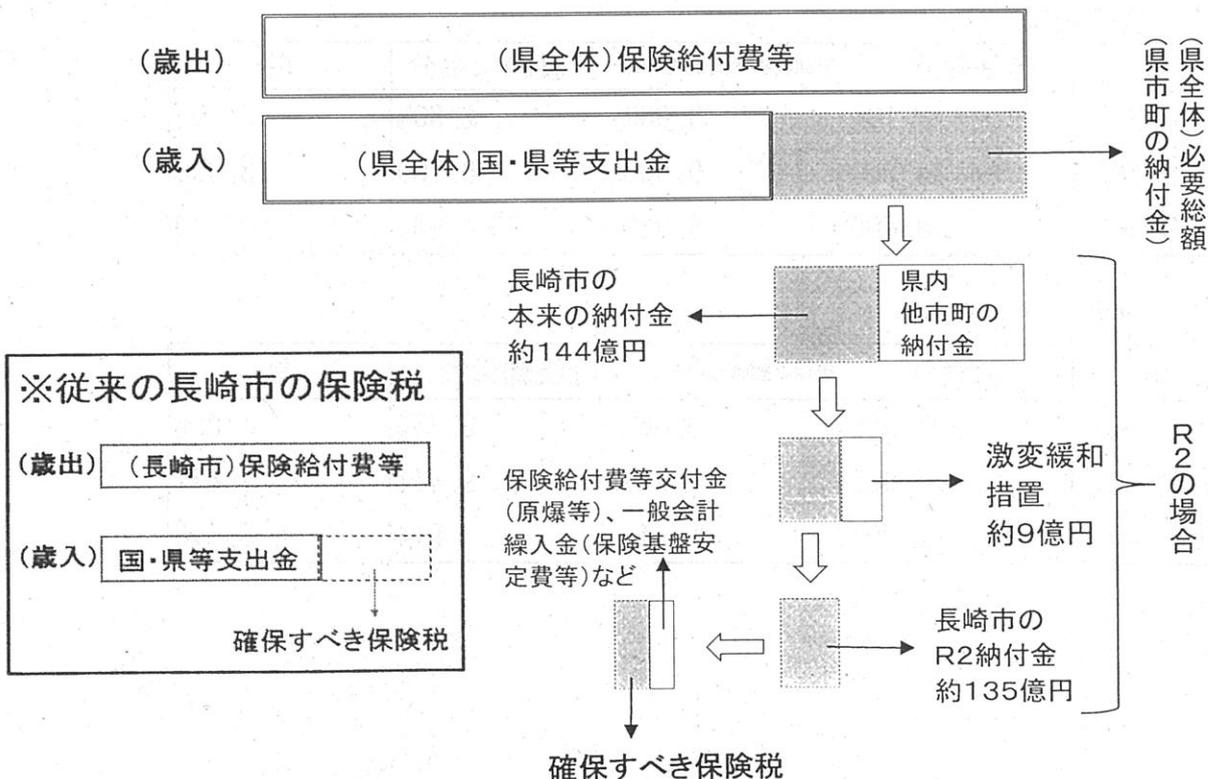
※ 都道府県にも国保特別会計を設置

○ 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。

※ 納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮



◆ 改革後 (H30~) における長崎市の納付金及び保険税の算定方法



(2) 令和2年度国民健康保険事業費納付金（県提示）

（単位：千円）

区 分	一般	退職	計
医療給付費納付金	9,767,658	4,289	9,771,947
後期高齢者支援金等納付金	2,776,528	1,163	2,777,691
介護納付金	905,314	-	905,314
計	13,449,500	5,452	13,454,952

制度改革後は、市町は、県が示す国保事業費納付金を県に納付しなければならない。（改正後の国民健康保険法第75条の7第2項）

当該納付金については、主に国税や一般会計繰入金（保険基盤安定費）等の財源を充当する。

(3) 令和2年度長崎市国民健康保険税の税率等について

制度改革後は、県が各市町に提示する標準保険税率を参考にして、市町が独自の保険税率を決定する。

ア 標準保険税率と現行税率との比較

(ア) 長崎県が示す標準保険税率

区分	基礎分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	計
所得割(%)	9.45%	3.08%	2.75%	15.28%
均等割(円)	29,769	9,797	11,111	50,677
平等割(円)	21,109	6,947	5,714	33,770

(イ) 現行税率

区分	基礎分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	計
所得割(%)	8.10%	3.00%	2.30%	13.40%
均等割(円)	24,800	9,500	8,700	43,000
平等割(円)	18,400	6,900	4,900	30,200

(ウ) 増減（(ア) - (イ)）

区分	基礎分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	計
所得割(%)	1.35%	0.08%	0.45%	1.88%
均等割(円)	4,969	297	2,411	7,677
平等割(円)	2,709	47	814	3,570

【令和2年度における一人あたり税負担額の比較】

区分	一般・現年調定額 (見込)	一人あたり税 負担額(見込)
現行税率①	8,484,131千円	90,762円
県標準保険税率②	9,585,225千円	102,541円
差引(②-①)	1,101,094千円	11,779円

イ 令和2年度長崎市国民健康保険税率等の検討結果

県から示された長崎市が県に納付すべき令和2年度の国保事業費納付金をもとに、現行税率のまま、令和2年度の予算編成を行ったところ、次のとおり約5.6億円の収支不足が生じる結果となった。

【現行税率における令和2年度予算収支見込】

	令和2年度	(参考)令和元年度
歳入	54,142,824千円	54,516,169千円
歳出	54,707,100千円	55,249,920千円
収支差引額	▲ 564,276千円	▲ 733,751千円

これは、国保事業費納付金が前年度と比較して約7.1億円の減となったものの、次の要因により収入が減となったことなどによるものである。

【収支不足の主な要因】

- ・ 保険税収入の減 約2億円(被保険者数の減少等によるもの)
- ・ 特別交付金(特別調整交付金分)の減 約3.4億円(原爆被爆者に係る交付金の減等によるもの)

この収支不足分については、本来、税率等の増額改定を行い保険税収入の増により賄う必要があるが、国保財政調整基金を活用することで収支の均衡が図られ、財政運営が可能であることから、令和2年度の税率等は据え置くこととする。

しかしながら、国保財政については、被保険者数の減少による保険税収入の減や70歳以上の被保険者数の増加に伴う医療費の増など、次年度も引き続き厳しい財政状況が見込まれるため、国保事業費納付金の算定にかかる国や県の動きを注視しながら、令和3年度以降の税率等のあり方を検討していく。

【国保財政調整基金の状況】

(単位:千円)

区分	H28	H29	H30	R1(見込)	R2(見込)
前年度末残高	-	-	416,608	1,056,059	582,391
積み立て	318	416,608	639,451	55	388
取り崩し	318	-	-	473,723	564,276
年度末残高	-	416,608	1,056,059	582,391	18,503

2 令和2年度歳入歳出予算見積総括表（事業勘定）

（単位：千円）

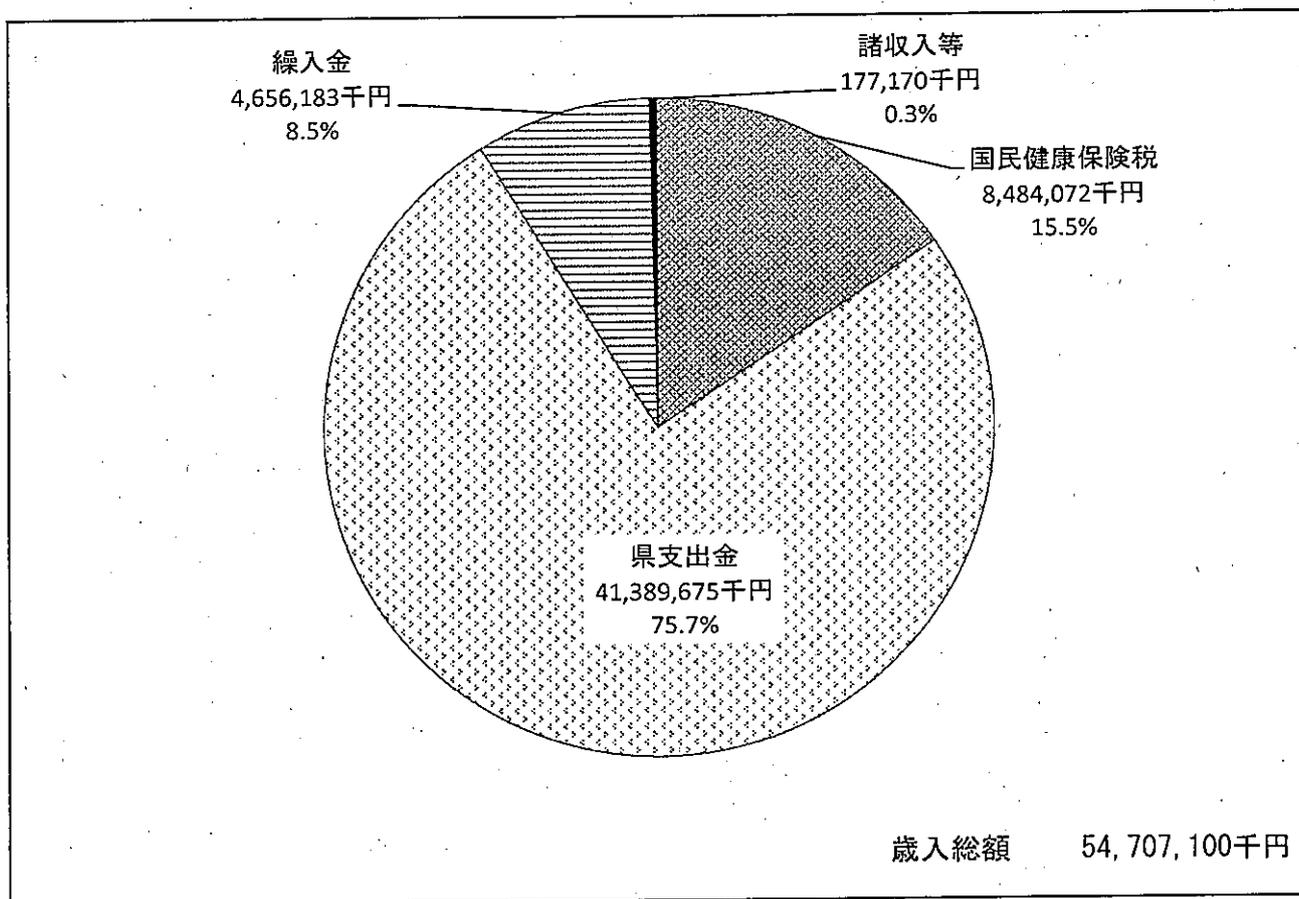
歳		入			
款項	目	令和2年度	令和元年度	差引	増減率(%)
1	国民健康保険税	8,484,072	8,686,560	▲202,488	▲2.3
	1 国民健康保険税	8,484,072	8,686,560	▲202,488	▲2.3
	1 一般被保険者国民健康保険税	8,477,519	8,642,861	▲165,342	▲1.9
	2 退職被保険者等国民健康保険税	6,553	43,699	▲37,146	▲85.0
2	使用料及び手数料	5,255	6,967	▲1,712	▲24.6
3	国庫支出金	5,933	1	5,932	593,200.0
	1 国庫補助金	5,933	1	5,932	593,200.0
	1 総務費補助金	5,932	-	5,932	皆増
	2 災害臨時特例補助金	1	1	-	0.0
4	県支出金	41,389,675	41,500,456	▲110,781	▲0.3
	1 県補助金	41,389,675	41,500,456	▲110,781	▲0.3
	1 保険給付費等交付金	41,389,675	41,500,456	▲110,781	▲0.3
5	財産収入	388	257	131	51.0
	1 財産運用収入	388	257	131	51.0
	1 利子及び配当金	388	257	131	51.0
6	繰入金	4,656,183	4,910,323	▲254,140	▲5.2
	1 他会計繰入金	4,091,907	4,176,572	▲84,665	▲2.0
	1 一般会計繰入金	4,091,907	4,176,572	▲84,665	▲2.0
	2 基金繰入金	564,276	733,751	▲169,475	▲23.1
	1 国民健康保険財政調整基金繰入金	564,276	733,751	▲169,475	▲23.1
7	繰越金	1	1	-	0.0
8	諸収入	165,593	145,355	20,238	13.9
	1 延滞金、加算金及び過料	75,562	58,005	17,557	30.3
	2 雑入	90,031	87,350	2,681	3.1
	合計	54,707,100	55,249,920	▲542,820	▲1.0

(単位：千円)

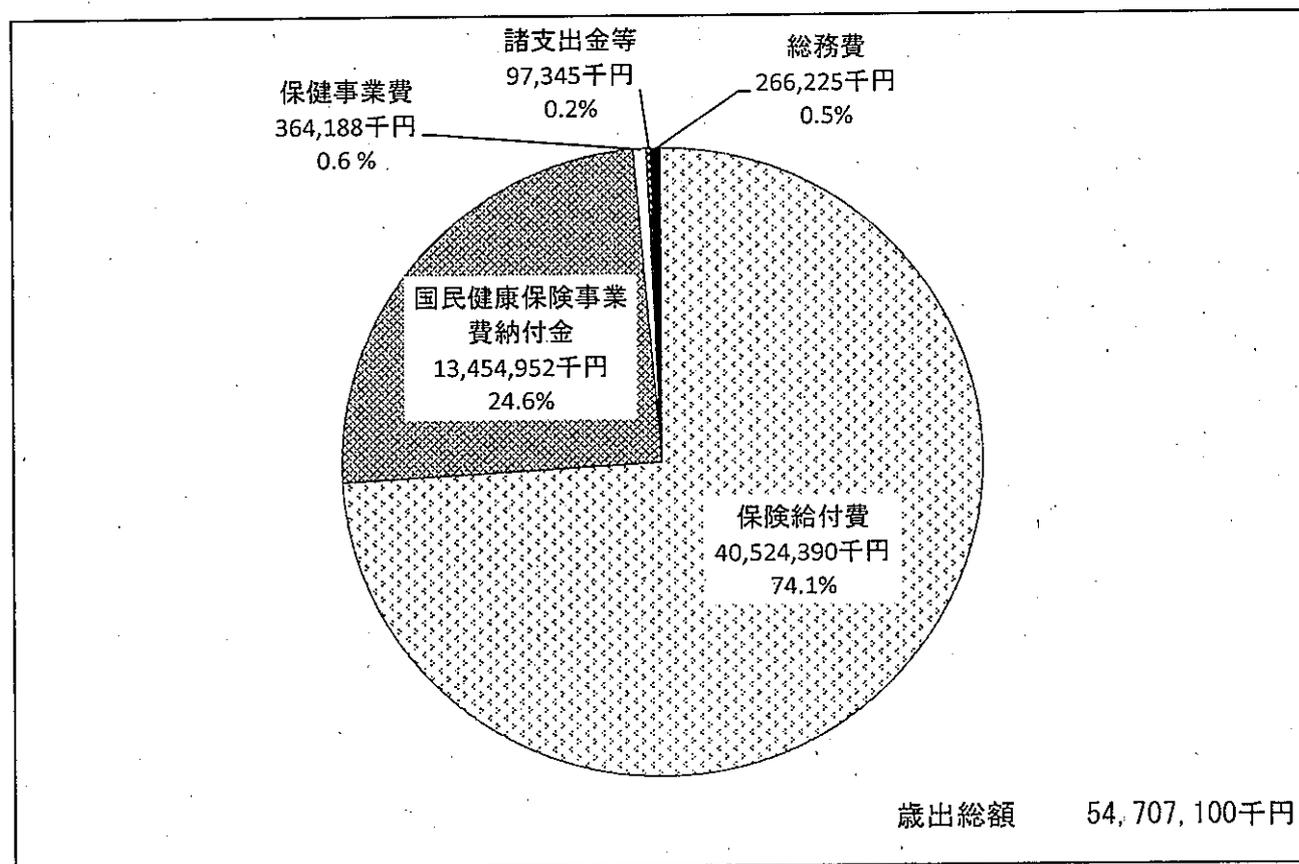
		歳	出			
款	項	目	令和2年度	令和元年度	差引	増減率(%)
1	総務費		266,225	316,188	▲49,963	▲15.8
	1	総務管理費	123,012	113,274	9,738	8.6
	2	徴税費	87,795	149,082	▲61,287	▲41.1
	3	運営協議会費	530	602	▲72	▲12.0
	4	趣旨普及費	8,668	8,290	378	4.6
	5	特別対策事業費	46,220	44,940	1,280	2.8
2	保険給付費		40,524,390	40,310,815	213,575	0.5
	1	療養諸費	34,998,026	34,854,560	143,466	0.4
	2	高額療養費	5,404,839	5,312,500	92,339	1.7
	3	移送費	150	150	-	0.0
	4	出産育児諸費	108,835	129,845	▲21,010	▲16.2
	5	葬祭諸費	12,540	13,760	▲1,220	▲8.9
3	国民健康保険事業費納付金		13,454,952	14,165,538	▲710,586	▲5.0
	1	医療給付費納付金	9,771,947	10,416,259	▲644,312	▲6.2
		1 一般被保険者医療給付費納付金	9,767,658	10,405,920	▲638,262	▲6.1
		2 退職被保険者等医療給付費納付金	4,289	10,339	▲6,050	▲58.5
	2	後期高齢者支援金等納付金	2,777,691	2,798,930	▲21,239	▲0.8
		1 一般被保険者後期高齢者支援金等納付金	2,776,528	2,795,605	▲19,077	▲0.7
		2 退職被保険者等後期高齢者支援金等納付金	1,163	3,325	▲2,162	▲65.0
	3	介護納付金	905,314	950,349	▲45,035	▲4.7
		1 介護納付金	905,314	950,349	▲45,035	▲4.7
4	保健事業費		364,188	349,850	14,338	4.1
	1	特定健康診査等事業費	279,064	264,856	14,208	5.4
	2	保健事業費	85,124	84,994	130	0.2
5	基金積立金		388	257	131	51.0
	1	基金積立金	388	257	131	51.0
		1 国民健康保険財政調整基金積立金	388	257	131	51.0
6	諸支出金		86,957	97,272	▲10,315	▲10.6
	1	償還金及び還付加算金等	49,590	59,905	▲10,315	▲17.2
		1 一般被保険者保険税還付金	48,697	58,991	▲10,294	▲17.5
		2 退職被保険者等保険税還付金	393	614	▲221	▲36.0
		3 償還金	500	300	200	66.7
		国庫支出金等過年度分返還金	500	300	200	66.7
	2	繰出金	37,367	37,367	-	0.0
7	予備費		10,000	10,000	-	0.0
	合	計	54,707,100	55,249,920	▲542,820	▲1.0

3 国民健康保険事業歳入歳出予算額図表(令和2年度)

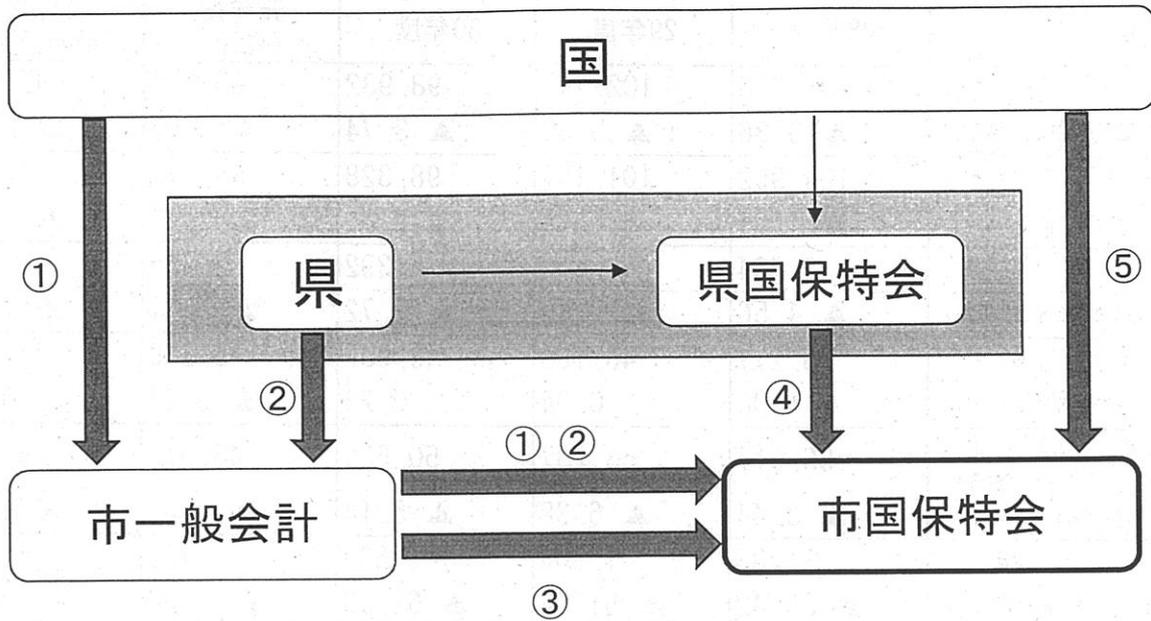
—歳入—



—歳出—



4 国民健康保険事業における補助金等の流れ(令和2年度)



(単位：千円)

		款	名称	2年度予算(A)	元年度予算(B)	差引(A)-(B)	備考
①	国 → 一般会計 → 国保特会	6	保険基盤安定費(支援分1/2)	460,417	460,499	▲ 82	一般会計 3款 民生費 より受入分
			保険基盤安定費(軽減分1/4 支援分1/4)	673,284	672,643	641	
			財政安定化支援事業分	684,909	763,502	▲ 78,593	
			出産育児一時金分	72,520	86,520	▲ 14,000	
			事務費相当分	163,651	152,401	11,250	
②	県 → 一般会計 → 国保特会	6	保険基盤安定費(軽減分3/4 支援分1/4)	1,559,431	1,557,427	2,004	
③	一般会計 → 国保特会	6	条例減免分	33,038	26,900	6,138	
			福祉医療費現物給付化影響分	395,072	403,198	▲ 8,126	
			特定健康診査無料化等分	49,585	53,482	▲ 3,897	
(①~③)の計				4,091,907	4,176,572	▲ 84,665	
④	県国保特会 → 国保特会	4	保険給付費等交付金	41,389,675	41,500,456	▲ 110,781	
④の計				41,389,675	41,500,456	▲ 110,781	
⑤	国 → 国保特会	3	総務費補助金(社会保障・税番号制度システム整備費補助金)	5,932	-	5,932	
			災害臨時特例補助金	1	1	0	
⑤の計				5,933	1	5,932	

※ 斜体は地方交付税措置分。

5 国民健康保険の諸状況

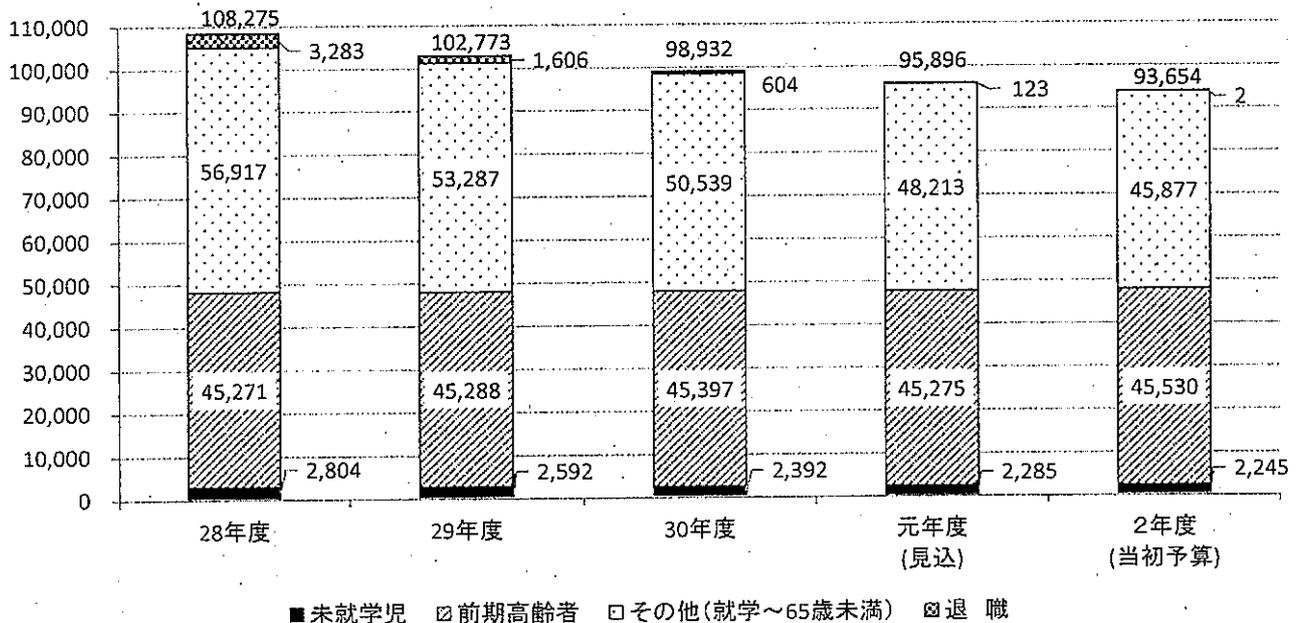
(1) 国保の加入状況 (3-2月平均)

(単位：人)

区 分	28年度	29年度	30年度	元年度 (見込)	2年度 (当初予算)
被 保 険 者 数	108,275	102,773	98,932	95,896	93,654
対前年度伸び率(%)	▲ 3.36	▲ 5.08	▲ 3.74	▲ 3.07	▲ 2.34
一 般	104,992	101,167	98,328	95,773	93,652
対前年度伸び率(%)	▲ 1.61	▲ 3.64	▲ 2.81	▲ 2.60	▲ 2.21
未 就 学 児	2,804	2,592	2,392	2,285	2,245
対前年度伸び率(%)	▲ 4.56	▲ 7.56	▲ 7.72	▲ 4.47	▲ 1.75
前 期 高 齢 者	45,271	45,288	45,397	45,275	45,530
対前年度伸び率(%)	1.00	0.04	0.24	▲ 0.27	0.56
そ の 他 (義務教育就学～65歳未満)	56,917	53,287	50,539	48,213	45,877
対前年度伸び率(%)	▲ 3.44	▲ 6.38	▲ 5.16	▲ 4.60	▲ 4.85
退 職	3,283	1,606	604	123	2
対前年度伸び率(%)	▲ 38.42	▲ 51.08	▲ 62.39	▲ 79.64	▲ 98.37
介護2号被保険者(再掲)	37,258	34,003	31,794	30,043	28,727
対前年度伸び率(%)	▲ 6.66	▲ 8.74	▲ 6.50	▲ 5.51	▲ 4.38
加入世帯数 (世帯)	69,313	66,457	64,651	63,339	62,247
対前年度伸び率(%)	▲ 1.96	▲ 4.12	▲ 2.72	▲ 2.03	▲ 1.72
うち介護2号世帯数(世帯)	31,260	28,787	27,156	25,846	24,865
対前年度伸び率(%)	▲ 5.43	▲ 7.91	▲ 5.67	▲ 4.82	▲ 3.80

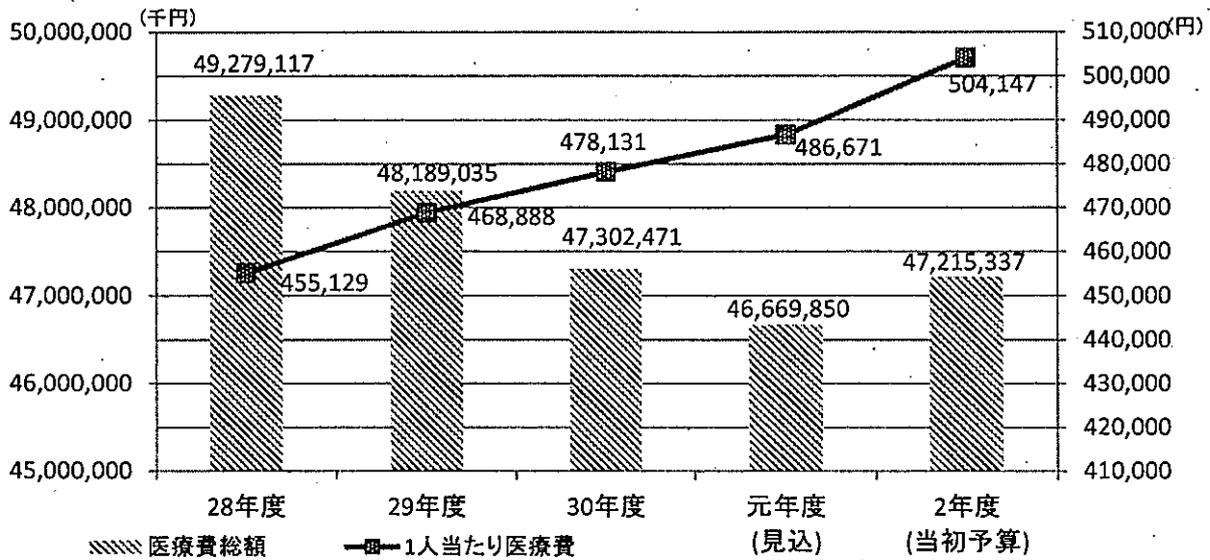
(人)

被保険者数の推移



(2) 医療費（療養諸費）の動向（3-2月実績）

区 分	28年度	29年度	30年度	元年度 (見込)	2年度 (当初予算)
医療費総額（千円）	49,279,117	48,189,035	47,302,471	46,669,850	47,215,337
対前年度伸び率（%）	▲ 4.22	▲ 2.21	▲ 1.84	▲ 1.34	1.17
1人当たり医療費（円）	455,129	468,888	478,131	486,671	504,147
対前年度伸び率（%）	▲ 0.90	3.02	1.97	1.79	3.59



(3) 税率等の状況

区 分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度 (見込)
基礎分	所得割	8.1%			
	均等割	24,800円			
	平等割	18,400円			
	課税限度額	540,000円		580,000円	610,000円
後援期 高齢者 等分者	所得割	3.0%			
	均等割	9,500円			
	平等割	6,900円			
	課税限度額	190,000円			
介護 納付 金分	所得割	2.3%			
	均等割	8,700円			
	平等割	4,900円			
	課税限度額	160,000円			

※地方税法施行令改正後に長崎市国民健康保険税条例を改正予定（令和2年3月末予定）

(4) 課税の状況 (現年課税分)

区分	28年度	29年度	30年度	元年度 (見込)	2年度 (当初予算)
調定額 (千円)	9,596,341	9,205,681	8,911,490	8,583,934	8,484,131
対前年度伸び率(%)	10.85	▲ 4.07	▲ 3.20	▲ 3.68	▲ 1.16
基礎分 (千円)	6,446,155	6,200,538	6,021,620	5,818,166	5,758,745
対前年度伸び率(%)	▲ 1.91	▲ 3.81	▲ 2.89	▲ 3.38	▲ 1.02
後期高齢者支援金等分 (千円)	2,388,854	2,306,057	2,230,176	2,148,435	2,123,425
対前年度伸び率(%)	87.65	▲ 3.47	▲ 3.29	▲ 3.67	▲ 1.16
介護納付金分 (千円)	761,332	699,086	659,694	617,333	601,961
対前年度伸び率(%)	▲ 6.24	▲ 8.18	▲ 5.63	▲ 6.42	▲ 2.49
1人当たり調定額 (円)	88,629	89,573	90,077	89,513	90,590
対前年度伸び率(%)	14.70	1.06	0.56	▲ 0.63	1.20
基礎分 (円)	59,535	60,332	60,866	60,672	61,490
対前年度伸び率(%)	1.50	1.34	0.88	▲ 0.32	1.35
後期高齢者支援金等分 (円)	22,063	22,438	22,543	22,404	22,673
対前年度伸び率(%)	94.17	1.70	0.46	▲ 0.62	1.20
介護納付金分 (円)	20,434	20,560	20,749	20,548	20,955
対前年度伸び率(%)	0.45	0.61	0.92	▲ 0.97	1.98

(5) 収納率の動向

区分	28年度	29年度	30年度	元年度 (見込)	2年度 (当初予算)
現年課税分	90.81%	91.39%	91.85%	92.31%	92.81%
対前年度比	0.02	0.58	0.46	0.46	0.50
基礎分	91.26%	91.90%	92.33%	92.86%	93.36%
対前年度比	0.02	0.64	0.43	0.53	0.50
後期高齢者支援金等分	90.61%	91.03%	91.53%	92.08%	92.63%
対前年度比	0.08	0.42	0.50	0.55	0.55
介護納付金分	87.58%	88.05%	88.49%	87.91%	88.23%
対前年度比	0.07	0.47	0.44	▲ 0.58	0.32
滞納繰越分 (全体分)	27.68%	29.49%	29.51%	30.50%	29.57%
対前年度比	1.91	1.81	0.02	0.99	▲ 0.93

6 令和2年度国民健康保険事業特別会計予算説明資料(事業勘定)

(1) 歳入

(単位：千円)

款	説	明	2年度(A)	元年度(B)	差引(A)-(B)		
第1款 国民健康保険税	(単位：千円)			8,484,072	8,686,560	▲ 202,488	
		2年度(A)	元年度(B)				差引(A)-(B)
	一般被保険者国保税現年課税分	7,874,399	7,952,771				▲ 78,372
	一般被保険者国保税滞納繰越分	603,120	690,090				▲ 86,970
	一般被保険者国保税計	8,477,519	8,642,861				▲ 165,342
	退職被保険者等国保税現年課税分	3	21,175				▲ 21,172
	退職被保険者等国保税滞納繰越分	6,550	22,524				▲ 15,974
	退職被保険者等国保税計	6,553	43,699				▲ 37,146
	国民健康保険税合計	8,484,072	8,686,560				▲ 202,488
	第2款 使用料及び手数料	(単位：千円)					5,255
		2年度(A)	元年度(B)	差引(A)-(B)			
国民健康保険税督促手数料等		5,255	6,967	▲ 1,712			
第3款 国庫支出金	(単位：千円)			5,933	1	5,932	
		2年度(A)	元年度(B)				差引(A)-(B)
	国庫補助金	5,933	1				5,932
	国庫支出金計	5,933	1	5,932			

(単位：千円)

款	説	明	2年度(A)	元年度(B)	差引(A)-(B)	
第4款 県支出金	(単位：千円)			41,389,675	41,500,456	▲ 110,781
		2年度(A)	元年度(B)			
		県補助金	41,389,675	41,500,456	▲ 110,781	
	【県補助金の内訳】 (単位：千円)					
		保険給付費等交付金	41,389,675	41,500,456	▲ 110,781	
		普通交付金	40,391,994	40,155,851	236,143	
		特別交付金	997,681	1,344,605	▲ 346,924	
		原爆被爆者分	94,578	637,699	▲ 543,121	
		結核・精神病分	304,453	131,828	172,625	
		直営診療所分	37,367	37,367	0	
	保険者努力支援分	174,870	178,440	▲ 3,570		
	特定健康診査等負担金分	100,514	99,188	1,326		
	県2号繰入金分	112,899	118,716	▲ 5,817		
	その他	173,000	141,367	31,633		
	<p>* 保険給付費等交付金 平成30年度の国保都道府県単位化に伴い創設された交付金で、国保法第75条の2に基づき都道府県から交付されるもの。</p> <p>○ 普通交付金 保険給付費のうち、療養給付費・療養費・高額療養費・移送費・審査支払手数料（医科・歯科・調剤・訪問看護）に要する費用の全額が交付される。</p> <p>○ 特別交付金 特別な事情を考慮したり、医療費適正化など積極的な取り組みを評価したりすることにより交付される。</p>					

(単位：千円)

款	説	明	2年度(A)	元年度(B)	差引(A)-(B)
第5款 財産収入	(単位：千円)				
		2年度(A)	元年度(B)	差引(A)-(B)	
	国民健康保険財政調整基金利息	388	257	131	
第6款 繰入金	(単位：千円)				
		2年度(A)	元年度(B)	差引(A)-(B)	
	保険税軽減分(医療分、支援金分)	1,646,470	1,643,272	3,198	
	保険税軽減分(介護分)	125,827	126,299	▲472	
	小計	1,772,297	1,769,571	2,726	
	保険者支援分	920,835	920,998	▲163	
	ア 保険基盤安定費繰入金計	2,693,132	2,690,569	2,563	
		2年度(A)	元年度(B)	差引(A)-(B)	
	財政安定化支援事業分	684,909	763,502	▲78,593	
	出産育児一時金分	72,520	86,520	▲14,000	
	事務費相当分	163,651	152,401	11,250	
	特定健康診査無料化等分	49,585	53,482	▲3,897	
	条例減免分	33,038	26,900	6,138	
	福祉医療費現物給付化影響分	395,072	403,198	▲8,126	
	イ その他一般会計繰入金計	1,398,775	1,486,003	▲87,228	
	①一般会計繰入金計 (ア+イ)	4,091,907	4,176,572	▲84,665	
	②国民健康保険財政調整基金繰入金	564,276	733,751	▲169,475	
	繰入金合計 (①+②)	4,656,183	4,910,323	▲254,140	

(単位：千円)

款	説	明	2年度(A)	元年度(B)	差引(A)-(B)	
第7款 繰越金	(単位：千円)					
		2年度(A)	元年度(B)	差引(A)-(B)		
	前年度繰越金	1	1	0		
第8款 諸収入	(単位：千円)					
		2年度(A)	元年度(B)	差引(A)-(B)		
	延滞金等	75,562	58,005	17,557		
	第三者納付金等	90,031	87,350	2,681		
	諸収入合計	165,593	145,355	20,238		
歳入合計				54,707,100	55,249,920	▲ 542,820

(2) 歳出

(単位：千円)

款	説明			2年度(A)	元年度(B)	差引(A)-(B)	
第1款 総務費	(単位：千円)			266,225	316,188	▲ 49,963	
		2年度(A)	元年度(B)				差引(A)-(B)
	総務費	266,225	316,188	▲ 49,963			
第2款 保険給付費	(単位：千円)			40,524,390	40,310,815	213,575	
		2年度(A)	元年度(B)				差引(A)-(B)
	療養諸費	34,998,026	34,854,560				143,466
	療養給付費	34,507,071	34,339,251				167,820
	療養費	387,285	411,039				▲ 23,754
	審査支払・レセプト電算処理システム手数料	103,670	104,270				▲ 600
	高額療養費	5,404,839	5,312,500				92,339
	移送費	150	150				0
	出産育児諸費	108,835	129,845				▲ 21,010
	葬祭諸費	12,540	13,760				▲ 1,220
	保険給付費合計	40,524,390	40,310,815				213,575
第3款 国民健康保険 事業費納付金	(単位：千円)			13,454,952	14,165,538	▲ 710,586	
		2年度(A)	元年度(B)				差引(A)-(B)
	医療給付費納付金	9,771,947	10,416,259				▲ 644,312
	後期高齢者支援金等納付金	2,777,691	2,798,930				▲ 21,239
	介護納付金	905,314	950,349				▲ 45,035
国民健康保険事業費納付金合計	13,454,952	14,165,538	▲ 710,586				
<p>* 国民健康保険事業費納付金 平成30年度の国保都道府県単位化に伴い、県の特別会計において負担する保険給付費等交付金の交付に要する費用や前期高齢者納付金等国民健康保険事業に要する費用に充てるため、国保法第75条の7に基づき市町村が都道府県に納付するもの。厚生労働省が定めたガイドラインに従い県が計算する。</p>							

(単位：千円)

款	説	明	2年度(A)	元年度(B)	差引(A)-(B)		
第4款 保健事業費	(単位：千円)			364,188	349,850	14,338	
		2年度(A)	元年度(B)				差引(A)-(B)
	特定健康診査費	227,238	216,394				10,844
	特定保健指導費	2,601	2,329				272
	特定健康診査受診率向上対策費	11,830	11,700				130
	事務費	37,395	34,433				2,962
	特定健康診査等事業費計	279,064	264,856	14,208			
		2年度(A)	元年度(B)	差引(A)-(B)			
	保健衛生普及費	28,424	28,707	▲ 283			
	疾病予防費	32,254	31,135	1,119			
	人間ドック健診費	24,392	24,146	246			
	歯科健診費	1,448	1,481	▲ 33			
	生活習慣病予防対策費	6,414	5,508	906			
	はり、きゅう施術費	24,446	25,152	▲ 706			
保健事業費計	85,124	84,994	130				
保健事業費合計	364,188	349,850	14,338				
第5款 基金積立金	(単位：千円)			388	257	131	
		2年度(A)	元年度(B)				差引(A)-(B)
	国民健康保険財政調整基金積立金	388	257				131
第6款 諸支出金	(単位：千円)			86,957	97,272	▲ 10,315	
		2年度(A)	元年度(B)				差引(A)-(B)
	償還金及び還付加算金等	49,590	59,905				▲ 10,315
	保険税還付金及び還付加算金	49,090	59,605				▲ 10,515
	償還金	500	300				200
	繰出金(直営診療施設勘定分)	37,367	37,367				0
諸支出金合計	86,957	97,272	▲ 10,315				

(単位：千円)

款	説	明	2年度(A)	元年度(B)	差引(A)-(B)	
第7款 予備費	(単位：千円)			10,000	10,000	0
		2年度(A)	元年度(B)			
	予備費		10,000	10,000	0	
歳出合計				54,707,100	55,249,920	▲ 542,820

7 令和2年度長崎市国民健康保険事業について

(1) 主な取組み

ア 保険給付事業

(ア) 療養の給付

- 給付割合
- | | |
|-------------------------------------|-----------------|
| 義務教育就学前 | 8割 |
| 義務教育就学から70歳未満 | 7割 |
| 70歳以上75歳未満 | ※8割(現役並み所得者は7割) |
| ※誕生日が昭和19年4月1日までの者は75歳到達まで特例措置により9割 | |

(イ) 療養費の支給

- 旅行先での急病等で被保険者証を使用せず現金払いをしたとき
- コルセットの代金、柔道整復師の施術を受けた場合等

(ウ) 高額療養費の支給

a 医療費の自己負担限度額

70歳未満の方	ア	(※1)	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% <140,100円>				
	イ		167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% <93,000円>				
	ウ		80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <44,400円>				
	エ		57,600円 <44,400円>				
	オ		35,400円 <24,600円>				
70歳以上75歳未満の方			～H30.7月診療		H30.8月診療～		
			外来 (個人ごと)	自己負担限度額 外来+入院(世帯)	自己負担限度額 外来+入院(世帯)		
	現役 並み 所得者	年収約1,160万円～	57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <44,400円>	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% <140,100円>		
		年収約770万円～			167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% <93,000円>		
		約1,160万円			80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <44,400円>		
		年収約370万円～ 約770万円					
	一般			～H30.7月診療		H30.8月診療～	
				外来(個人ごと)			
		年収約156万円～ 約370万円	14,000円		18,000円		
			年間144,000円上限		年間144,000円上限		
自己負担限度額外来+入院(世帯)(変更なし)							
		57,600円 <44,400円>					
市民税非課税世帯		外来(個人ごと) (変更なし)	自己負担限度額外来+入院(世帯) (変更なし)				
II(※2)		8,000円	24,600円				
I(※3)			15,000円				

◎ < >は、多数回該当の額

- ※1 ア 年間所得901万円を超える世帯 イ 年間所得600万円超～901万円以下の世帯 ウ 年間所得210万円超～600万円以下の世帯 エ 年間所得210万円以下の世帯 オ 住民税非課税世帯
- ※2 「Ⅱ」とは、世帯主及び同一世帯の国保被保険者全員が住民税非課税の世帯に属する70歳以上75歳未満の国保被保険者
- ※3 「Ⅰ」とは、世帯主及び同一世帯の国保被保険者全員が住民税非課税で、かつ、世帯の所得金額がない世帯に属する70歳以上75歳未満の国保被保険者

b 世帯合算 同一世帯で、同じ月に、70歳以上75歳未満の人（後期高齢者医療制度の適用を受ける者を除く。）は全ての負担、70歳未満の人では個人単位で1つの医療機関毎に各21,000円以上の負担が複数あった場合、その額を合算して自己負担限度額を超えた分を支給する。

c 高額療養費多数
該当世帯の特例 同一世帯で過去12か月以内に自己負担限度額を超えた高額療養費の支給（該当）が4回以上あったとき、4回目以降は、多数回該当の場合の自己負担限度額を超えた分について支給する。（70～74歳のみで構成される世帯については、「外来（個人ごと）」の自己負担限度額のみにより支給を受けた回数は算入しない。）

※ a 医療費の自己負担限度額参照

d 75歳到達月の
特例 月の途中で75歳になる人（1日生まれを除く。）の自己負担限度額は、通常の2分の1の額とする。

e 県内異動者の特例 平成30年4月以降、県内の他市町へ異動した者については、高額療養費の多数回該当を世帯主が引き継ぐ。

また、世帯が継続される場合は、転居月の高額療養費について、転出地の市町及び転入地の市町それぞれ自己負担限度額が本来の2分の1に、75歳到達前に県内の他市町へ異動した者については、転出地の市町及び転入地の市町それぞれ自己負担額が本来の4分の1になる。

- f 長期高額疾病 血友病、人工透析を必要とする慢性腎不全などの長期高額疾病については、高額療養費の1か月の自己負担限度額は10,000円とする。(70歳未満の人工透析をしている上位所得者は20,000円)

(エ) 高額介護合算療養費

医療保険制度の高額療養費の算定対象世帯において、介護保険受給者が存在する場合、医療と介護の1年間(8月～翌年7月末)の自己負担額を合算し、一定の限度額を超える額を支給する。

a. 医療費および介護費の自己負担限度額(70歳未満変更なし)

		平成29年8月～平成30年7月診療		平成30年8月診療～	
70歳未満の方	ア	2,120,000円		2,120,000円	
	イ	1,410,000円		1,410,000円	
	ウ	670,000円		670,000円	
	エ	600,000円		600,000円	
	オ	340,000円		340,000円	
	70歳以上75歳未満の方	現役並み所得者 年収約370万円～	670,000円		年収約1,160万円～
				年収約770万円～約1,160万円	1,410,000円
				年収約370万円～約770万円	670,000円
一般 年収約156万円～約370万円		560,000円		年収約156万円～約370万円	560,000円
非住 課税民 世帯税		Ⅱ	310,000円		310,000円
	Ⅰ	190,000円		190,000円	

※ア 年間所得901万円を超える世帯 イ 年間所得600万円超～901万円以下の世帯 ウ 年間所得210万円超～600万円以下の世帯
エ 年間所得210万円以下の世帯 オ 住民税非課税世帯

(オ) 移送費の支給

重病人の入院・転院等で移送代がかかったときに支給する。支給額は、もっとも経済的な通常の経路及び方法によって移送された場合の費用として算定された額となる。

(カ) 出産育児一時金の支給 1件 420,000円 または 404,000円

(キ) 葬祭費の支給 1件 20,000円

(ク) 入院時食事療養費標準負担額 (1食あたり)

			H28.4月～ H30.3月診療	H30.4月 診療～
一般 (下記以外の方)			360円	460円
住民税非課税世帯 II	過去12か月の 入院日数	90日までの場合	210円	
		90日を超える場合	160円	
I			100円	

(ケ) 療養病床に入院する65歳以上の方の居住費 (光熱水費相当額: 1日あたり)

		H29.10月～ H30.3月診療	H30.4月 診療～
医療区分I※1		370円	370円
医療区分II III※2 (医療の必要性の高い方)		200円	
	難病患者	0円	0円

※1 医療区分II IIIに該当しない者

※2 医療区分II: 筋ジストロフィー・パーキンソン病関連等

医療区分III: スモン・医師及び看護師により、常時監視管理を実施している状態

(コ) 海外療養費の支給

海外渡航中の病気・ケガなどで現地の医療機関で診療を受けた場合に、帰国後、当該療養に対し療養費を支給する。

イ 事業運営安定化事業

(ア) 収納対策事業

- a 滞納整理方針に基づき、目標収入率を設定し、確実な進行管理のもと収入率の向上を図る。
- b 納付お知らせセンターによる滞納者への納付勧奨及び納付指導員による電話催告・納税勧奨を実施し、新たな滞納の未然防止及び滞納の早期解消を図る。
- c 滞納者へ交付する短期保険証及び資格証明書の適正化を図り、これらを有効活用し、折衝機会及び納税の確保を図る。
- d 高額または悪質滞納者への対応として、差押等、自力執行権の積極的な行使を含む滞納整理を図る。
- e 差し押えた不動産及び動産については、インターネット公売を活用する。
- f 口座振替の加入を促進するため、「ペイジー口座振替受付サービス（キャッシュカードと暗証番号による口座振替申込み）」事業を実施。また、滞納者についても、窓口等における接触の機会をとらえ口座振替の推進を図る。
- g スマートフォンを利用したクレジットカードやインターネットバンキングによる収納を実施し、納付の利便性及び収入率等の向上を図る。

(イ) 医療費適正化事業

- a レセプト点検（資格審査・内容審査・縦覧点検）の充実強化を図る。
- b 第三者行為求償事務の徹底強化を図る。
- c 国保連合会と連携した医療費分析の充実を図る。
- d ジェネリック医薬品（後発医薬品）の利用促進を図る。
- e 誤処方防止し、適切な服薬を促進する。

(ウ) 保健事業

医療、保健、福祉との連携を密にし「被保険者の健康づくり」を推進する。

【主な事業内容】

a 特定健康診査・特定保健指導

(予算額 267,234 千円、 前年度当初予算額 253,156 千円)

医療費適正化を図るため、メタボリックシンドロームに着目し、この該当者及び予備群を減少させ、生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に実施する。

区分	対象者見込	実施見込	実施率見込
特定健康診査	71,918 人	25,171 人	35.0%
特定保健指導	1,936 人	833 人	43.0%

b 特定健康診査受診率向上対策事業

(予算額 11,830 千円、 前年度当初予算額 11,700 千円)

特定健診の受診率向上を図るため、周知・広報事業を実施する。具体的に、テレビ CM・テレビパブリシティによる周知啓発、電車車体広告、新聞広告、受診勧奨ハガキなどによる受診勧奨を実施する。

また、医療機関より特定健診未受診者の医療情報の提供を受け、受診率の向上につなげる「医療情報提供事業」を実施する。

c 生活習慣改善事業

(予算額 1,192 千円、 前年度当初予算額 1,168 千円)

公民館等において生活習慣病予防のため健康料理教室を行う。

(市内7カ所、3回シリーズを8回開催予定)

d 訪問相談事業 (予算額 3,289 千円、 前年度当初予算額 3,297 千円)

重複多受診者やドック受診者に対するケアとして保健師訪問相談を実施する。

(訪問予定 160 人)

e 人間ドック・脳ドック健診費助成事業

(予算額 24,392 千円、 前年度当初予算額 24,146 千円)

健診費用に対して一律17,000円を助成する。(補助対象人員1,400人)

- f 歯科健診費助成事業(予算額 1,448 千円、前年度当初予算額 1,481 千円)
歯科医師会の歯科医院で歯科健診を実施し、費用の約9割を助成する。(補助対象人員 150 人)また、一部の特定健診集団健診会場において、歯科健診を無料で実施する。
- g エイズパンフレット配付事業
(予算額 176 千円、 前年度当初予算額 176 千円)
エイズ予防に関する知識の普及・啓発のため、エイズパンフレット 4,000 部を配付する。
- h はり・きゅう施術費助成事業
(予算額 24,209 千円、 前年度当初予算額 24,814 千円)
被保険者の末梢神経疾患及び運動器疾患について、はり・きゅう施術を行った場合、施術費の一部を助成する。助成額は1術・2術ともに1回700円、1月5回を限度とする。
- i 禁煙サポート事業(予算額 165 千円、 前年度当初予算額 165 千円)
禁煙希望者(15名)を公募し、禁煙支援に使用するニコチンパッチ4週間分を、薬局を通じて支給する。
- j 糖尿病性腎臓病重症化予防対策事業
(予算額 6,249 千円、 前年度当初予算額 5,343 千円)
慢性腎臓病(CKD)及び糖尿病性腎臓病等の患者に対して、管理栄養士による保健指導を行う。また、重症化予防・人工透析への移行防止として、ハイリスク者に対する保健指導及び未受診者や治療中断者等に通知や面談などによる受診勧奨を行う。

(エ) 啓発事業

市民に対し、制度の周知徹底や納付意識、医療費に対する関心の高揚を図る。

【事業概要】

- a 国民健康保険特集号を作成し、全世帯へ配付する。
- b パンフレットの配付を行うと同時に、随時、テレビ等のマスメディアや広報紙等を積極的に活用していく。
- c 県下全市町村の共同事業によりテレビスポットを作成し放送する。
- d 全被保険者を対象に、年6回医療費通知を送付する。

8 地方税法施行令の改正に伴う長崎市国民健康保険税条例の改正（今後改正予定）

(1) 国民健康保険税の課税限度額の見直し

（施行期日：令和2年4月1日予定）

ア 改正内容

国民健康保険税の基礎課税限度額を63万円（現行61万円）に、介護納付金課税限度額を17万円（現行16万円）に引き上げる。

	基礎分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分	合計
現行	<u>61万円</u>	<u>19万円</u>	<u>16万円</u>	<u>96万円</u>
改正案	<u>63万円</u> (+2万円)	同上 (据置)	<u>17万円</u> (+1万円)	<u>99万円</u> (+3万円)

(2) 低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

（施行期日：令和2年4月1日予定）

ア 改正内容

低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを行う。

イ 具体的な内容

(ア) 5割軽減の拡大

軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

	基準額（基準額以下の場合軽減対象となる。）
現行	33万円 + <u>28万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) (給与収入約193万円、3人世帯)
改正案	33万円 + <u>28.5万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) (給与収入約195万円、3人世帯)

(イ) 2割軽減の拡大

軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

	基準額（基準額以下の場合軽減対象となる。）
現行	33万円 + <u>51万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) (給与収入約291万円、3人世帯)
改正案	33万円 + <u>52万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) (給与収入約295万円、3人世帯)

※特定同一世帯所属者：国民健康保険から後期高齢者医療に移行したことにより、国民健康保険の被保険者ではなくなった者。

<参考資料>

- 1 令和2年度国民健康保険制度改正

国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

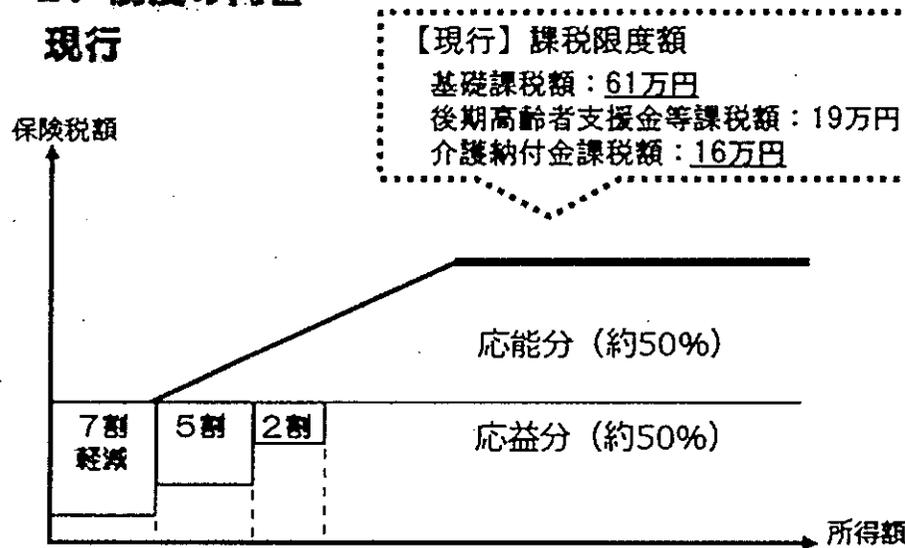
(国民健康保険税)

1. 大綱の概要

- I 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を63万円（現行：61万円）に、介護納付金課税額に係る課税限度額を17万円（現行：16万円）に引き上げる。
- II 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
 - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を28.5万円（現行：28万円）に引き上げる。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を52万円（現行：51万円）に引き上げる。

2. 制度の内容

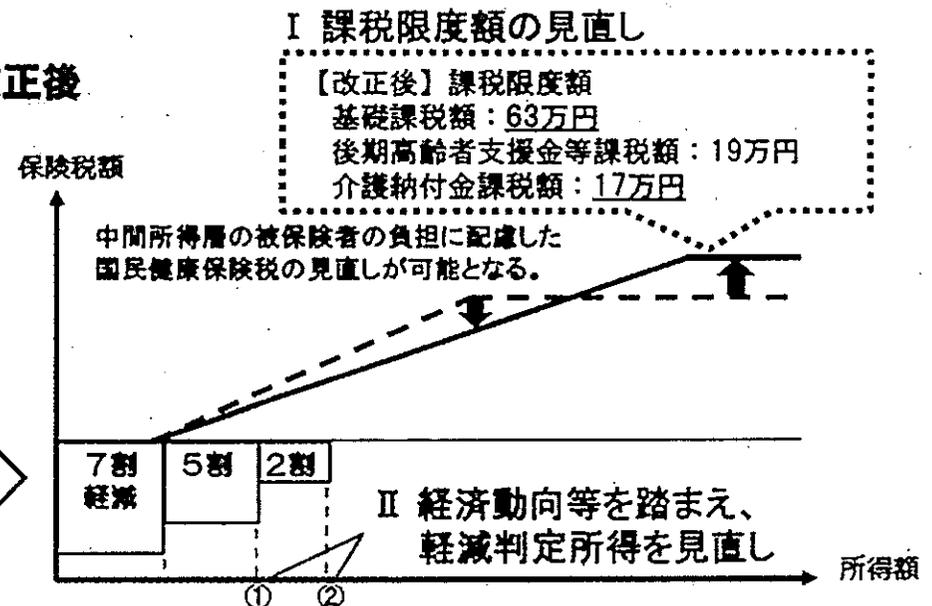
現行



【現行】課税限度額
 基礎課税額：61万円
 後期高齢者支援金等課税額：19万円
 介護納付金課税額：16万円

【現行】軽減判定所得
 7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)
 5割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)＋28万円×(被保険者数*)
 2割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)＋51万円×(被保険者数*)

改正後



I 課税限度額の見直し
 【改正後】課税限度額
 基礎課税額：63万円
 後期高齢者支援金等課税額：19万円
 介護納付金課税額：17万円

II 経済動向等を踏まえ、軽減判定所得を見直し
 【改正後】軽減判定所得
 7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)
 5割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)＋28.5万円×(被保険者数*)
 2割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)＋52万円×(被保険者数*)

* 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。